

第七回 参議院文部委員会會議録第十二号

昭和二十五年三月二十九日(水曜日)午後一時二十九分開会

本日の會議に付した事件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案内閣提出・衆議院送付

○図書館法案内閣提出

○委員長(山本勇造君) 只今から委員會を開きます。日程に従ひまして最初に国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引続きまして質疑を行うことにいたしましたと思ひます。

○河野正夫君 この別表の改正に關連してちよつと伺ひたいと思ひますが、事務當局から伺うところによると、二十五年度において現在の国立大学の職員は定員増が四百九十一名に達すると、こゝういふことであります。そのうち公立から移管すべきものの定員が二百六十七名を占めるということであり、そのうち、それに關連して文部大臣に最初にお伺ひしたいところと思ひます。この四百九十一名の増加は、この別表改正の中に示されておるのであります。又同時に予算案にも入つておると承つております。併しながら政府が企圖しているという新定員法によつてこの四百九十一名が減ぜられる運命にあるやうに承つておるのであります。その辺は如何相成つておるか、先ずその点を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(高瀬勝太郎君) 四百九十一名の増員は、今度の国立学校設置法一

部改正と關連いたしましたので、どうしても必要な増員であります。その理由は私から説明するまでもなく、御承知だらうと思ひます。それでただ一方におきまして、文部省だけでなく各省を通じての行政簡素化その他の理由による定員の縮減を圖りたいという方針があるわけであり、これとの關連の御質問と思ひますが、国立学校設置法と關連しての具体的な増員につきましては、これは別個に切離して考へて頂いて結構だと思ひます。只今政府内部で各省を通じていへる一般

的な減員といふことが問題になつております。ですから四百九十一名は一応別に手を触れないで考へて頂いていいだらうと思ひ考へております。ただ一般の定員問題と異なり国立学校の定員といふものは他の事務職員とは違ひ、常に特殊な性質を持つております。講座に關連して教授、助教授、講師、といふものは当然配置されなければならぬので、講座を廃止するとか学校を廃止する、或いは整理するといふことでは、定員減少といふこともできません。けれども、一定の今までの計画を国立学校教育として実施して行くことになり、定員に手を着けることは困難な事情になるというわけであり、併し政府の一般方針として、できるだけ政府定員は少くして國費を減じて行きたいという方針は、これはまあ一面からいへば尤もなことであり、そので只今のところは今申したやうに、こゝういふ方針としては是認されるわけ

あります。国立学校の定員というものは特殊な事情にありますが、その点を十分に考慮して貰ふなければならぬといふことで、今日御出席になつておられます管理担当の本大臣とも只今いろいろ話をしている状況であります。

○河野正夫君 まあ一応お説の通りであれば、この国立学校設置法の面では問題とする必要もないように思われるのでありますけれども、大臣先刻御承知の通り、広島市立、愛知県立等の三校の工業專門学校、岡山県立、山口県立その他の七校の農業專門学校、この十校の公立高等專門学校が国立大学に併合せられるといふことについては、関係者の間に覺悟も交換せられ、学生も教授もそのつもりで安心して勉強しておつたのでありますけれども、今問題になつてゐるこの政府の考へてゐる新定員法によつて四百九十一名が確保できない、四百九十一名でなく五百名であるか六百名であるか存じませんが、削減を受けるということになつた場合に、結果としてこの公立校の併合を繰延べ乃至は中止するといふやうなことになるのではなからうか。この点が關係する地方公共団体並びに学校当局父兄などが非常に心配しておるところであります。お説のやうに絶対に国立大学の定員を減ぜずといふ、こゝういふことが確定すれば、こゝういふことも、万一にもそれが何程か減少しなければならぬといふことが来れば、そのしわをどこへ寄せるかといふことが

重要になつて来る。それをこの併合の予定であるところの公立高等には寄せないといふことであれば、先ず今問題とする十校の關係者に対しては安心を与え得ることになるかと思ひます。併し、その辺について確実な言明をして頂きたい、こゝう思ひます。

○國務大臣(高瀬勝太郎君) 只今お尋ねでありましたやうな事情で、公立の学校から国立に移るといふやうな事情から生じて来た増員今年度二百六十何名が認められぬといふことになり、お説のやうに移管が完全に挫折するといふ結果になります。併しその点は御心配のないやうになつております。ですからこの二百六十何名の増員そのものについては問題がないと考へて頂いて……ただ併しさつき申しましたやうに、文部省における一般の定員減少といふことは各省と同時に問題になつて来ている。それと關連して国立学校についても何らかの定員減少の措置をしなくてはならぬといふことに若し万が一なりと、やはりそれが全般に影響して来るわけでありまして、こゝういふ方法によつて減少を制するといふことは又別問題として、今度移管された部門に対しては、その影響の範囲が全然ないとは必ずしもいえない、こゝういふことになるかと思ひます。

○河野正夫君 もう一点だけ承つておきたいと思ひます。今お説で若しも仮に新定員法が実施されて定員の縮減といふことが起るとしても、それは公立の移管すべきものを目当てにするのではなく、移管されたものについて在来の国立学校の職員は一般的定員の縮減といふものが考慮される、こゝういふやうな答弁でありましたので、その点は了承いたしました。併しながら問題はこゝういふ教育に關する而も国立大学における教授の重要性といふことから考へますと、単純に仮に公立学校に欠員が四千名ありますから、それほどの欠員のあるものについては一割を減じてでも差支あるまいといふやうな単純な議論から新定員を定めるといふやうなことになるかと、特殊な學問の研究及び學徒の養成といふやうなことをやつてゐるやうな、學生が一名、二名といふやうなこともありませんし、ときにとつては學生のない教室もあり得る、それが學術のために将来の日本の教育のためにも必要だといふことは、明治以來の日本の大学の發達した歴史を顧みると十分に分るのであります。或る年度においては教授が三名研究室におつても學生は一名しかないといふやうなこともあつた、そゝういふ時代を経過して日本の學術のレベルが高まつて来た、こゝういふやうなことがあるわけですか。ところがこゝういふやうなことを考慮しないでただ機械的に定員の縮減を行つていふやうなことになるかと、昨年国立学校設置法が出來て非常に多くの国立大学が新設されたわけであり、その趣旨つまり日本の教育を高め學術水準を上げて行くとする、こゝういふ全体の趣旨を没却することになるの

です。その意味において今は仮定論の上に立つて縮減せられた場合には、公平に一般的に行うという言明は、それはそれとして承いたしますけれども、更に進んで国立大学の定員については新らしくこれを一般的な意味において縮減するというようなことは絶対にないという言明を得たのでありますが、その点は如何でありますか。

○国務大臣(高瀬駐太郎君) 日本の大学教育を充実して十分に機能を發揮せるといふ上から申しますと、現在の定員でも確かに不十分だと私も考えています。ですから折角作った大学でありますから何とかしてこれを十分な機能を發揮させるようにして行きたいという立場から、是非とも定員減少はしたくない、又することは適當でないという考えを持つてゐるのであります。けれどもその点につきましては、やはり一般政府の方針とも関連しておりましたので、私にそれを必要と考へていろいろと話をしておるわけでありまして、その点まだ決定に至らないという程度で……

○河野正夫君 行政管理局を主管する本多大臣にこの点に関連して二、三の質問をいたします。

一体昨年定員法が通つてあれに関連した国立大学の職員、まあ主として事務系統であつたかと存じますけれども定員減に相成つたのである。ところが実は長い間助手、或いは技術職員等がその名目でおられないために、事務職員の名前の下にこういう仕事をせられておつた。やはりそれによつて教育及び学者乃至は技術者の養成というこ

とが行われておつたという現状があるものであります。然るにそれが昨年度文部大臣は行政整理は国立大学に及ばないということをしつて言明をせられておつたのでありますけれども、結局必ずしも文部大臣の言うようには行かなくて、本多さんの行政整理の一環に突き出されて非常な不便を來したという実例もあるものであります。ところが最近におきましてこの改正案に出て来る定員の増加ということに関連して、大蔵当局も予算を認めてあるにも拘わらず、行政管理局の側からは新定員法を作ることによつて、今話しつつある学年進行による定員の増加並びに公立高専の公設による増加というものが、非常に困難な運命にあるということが、全国に噂として飛び出して來てゐる。承るところによりますと、国立学校の大学の欠員が四千五百五十四名もあるくらいであるから、それを定員を減少することは當然ではないか、こういうようなことを管理局方面では言われておるといふことである。併しながら医学部における教授が得られないからといつてこれを法学部の教授を廻すわけにもいかんし、同じ医学部の中にもそれ〴〵専門の学者乃至は教授が必要なのであります。従ひまして公立学校を全国を集計して見て四千五百五十四名の欠員があるから、そのくらいであるならば定員を減らしても差支ないというのには、これは教育及び学問を破壊する暴論であると私は思ふ。その点について今高瀬さんに伺つていらつしやるかのようなふうに承りますけれども、教育ということが如何にも機械的に人員を配置すること

ではできない、非常に長年かかつて教授を養成し、或いは講座も開設してゐる。これを一層機械的な整理で減らすということは学問の破壊になる。日本の将来の非常な不幸である。そこで今一度その点についてお考え直しを願ひたいと思つておりますが、大臣の御所見を承りたい。

○国務大臣(本多市郎君) 大変御心配をおかけいたしましたは恐縮いたしておるのでございますが、この学年進行並びに国立移管、学校の定員が増加するということは、これは當然のことでありまして、これらについてこれを政府が認めないために移管の実現がでないだらうというように誤り伝えられて地方にも御心配をかけたようでありまして、文部大臣からお話のございました通りそういう趣旨ではないのであります。これは国立大学に今日定員の数六万一千に及んでおりますが、その中に相当欠員もありません。又これは講座等の関係で特殊性のある職員が大部分ではございますけれども、事務職員、看護婦等は相当多数に上つております。小使さん、給仕等に至るまでいろいろな職員があるわけでありまして、政府の一般方針に従つて、少しでもこれを合理的に配置されておることとは存じますけれども、縮減する方法がなからうかといふことで、文部省の御研究を願ひ、大臣とも相談いたしておるのでございます。併しこれはどこまでもお話の通りこの国立大学職員の特殊性を尊重いたしまして、無理支障のないように決定いたしたいと存じております。文部大臣から大体お答えになりまして通りに考えております。

○河野正夫君 甚だ定員縮減について

は頭迷であると承つておつた本多さんから、非常に理解ある答弁を得たので大いに敬意を表します。さりながら行政整理一般がそうでありませうけれども、何割の縮減とか、経費の方で幾ばくの縮減というようなことは、これは非常に国家財政の窮境にある場合に、やむを得ず一度きりというふうに行うならば、これは了承できないこともないのでありますけれども、しばしば政府も行政整理については言明せられておるうちに、これは行政の運用を能率的に且つ民主的にする、そういうような観点から割出して、そこに剩員があれば淘汰して行くという御案と思ふのであります。そういう趣旨から考えれば、今大臣から非常に御理解ある言葉を頂いたのでありますけれども、教育の面については定員をむしろ増加して頂きたいと思つてゐるのであります。曾て伝えられた行政管理局における四千五百名の大学教授、職員の定員を、どうせ欠員があるのだから少しは縮減してもよからうという議論を裏返しにいたしますならば、他の鉄道職員であろうと、或いは行政管理局の職員であろうと、そういうようなのを、欠員があるからこれを直ぐに大学の方に廻したらよからうというやうなことで、甚だ暴論でありますけれども、国家全体の定員を縮減するといふことの中には、学校関係には殖やして、他の方を減らしたつて、時にとつては差支ないのではありません。特に経済関係の大臣諸君がしばしば唯物的のものを考へ方をするのであります。それで教育というものは非常に金を食う割合に、目の前に何らの生産を挙げない。経済復興に直ちに寄与するところがない。

○河野正夫君 甚だ定員縮減について

○河野正夫君 甚だ定員縮減について

こういうやうな日本の困窮時にあつては、むしろそういう生産復興の方が重点であるといふに言われるのでありますけれども、戦後すでに四年五年にも及ぶやうな今日において、若しあの戦後直ちに教育の復興というものをとつて重要に考え、いわば国家的な投資をしておつたならば、もう今頃は生産復興にも重要な力を發揮して來ておるだらうと思つてゐるのであります。その意味におきまして、こういう経済困難な時代であり、財政を緊縮させる意味もあり、新定員法というやうなことを考えられることは無理からん点もありますけれども、又その新定員法全般についても私意見はありますけれども、今、事文部行政に關して申上げますならば、国立学校の職員の定員というものは、仮にそれが事務系であつても、それは単純な事務系ではなくして、講座の保持乃至は教育の充実といふことに非常に重要な役割を事實果してゐることが多いのであります。どうかその点について更に大なる同情を文教の方にして頂きたい。こう考へて申上げる次第であります。

○国務大臣(本多市郎君) 御趣旨はよく拜聴いたしました。今回幾分でも縮減できないかと考へまして努力いたしております目標は、前回のやうに何割減さなければならん、予算で幾ら残さなければならんというやうな目標でやつておることは全然ないのでございまして、全く合理的にやつて頂いて減員のできるという程度のこと以上のことは考へておらないのでございまして、どこまでも無理の行かないやうに実情に即してやるつもりでございましてから御了承願ひます。

○河野正夫君 甚だ定員縮減について

○委員長(山本勇造君) 外に御質問がございせんようでしたら、本案についての討論に入りたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本勇造君) それでは討論に入ることになります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願いたいと存じます……

別に御発言もなければ、討論を終結いたしましたので、採決に入ることになり、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本勇造君) それでは念のため申し上げますが、国立学校設置法の一部を改正する法律案は、内閣提出、衆議院送付通り可決することに御賛成の方は御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○委員長(山本勇造君) 全員一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尙本会議における委員長、口頭報告の内容は、本院規則第四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、これは委員長において本案の内容、委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本勇造君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則の第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになっておりますから、本案を可とするお方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

堀越 儀郎 岡崎 眞一
左藤 義詮 梅原 眞隆
三島 通陽 藤田 芳雄
鈴木 憲一 來馬 孫道
河崎 ナツ 河野 正夫
星 一

○委員長(山本勇造君) 速記を始めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(山本勇造君) 速記を始めて下さい。次に図書館法案を議題といたします。前回に引続きまして質疑を行います。前回に引続きまして、何か御質疑はございせんか。

○三島通陽君 質疑は大分行われたようでございますから、すぐ討論に入つて頂きたいと思ひます。

〔賛成〕異議なしと呼ぶ者あり

○委員長(山本勇造君) それでは質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本勇造君) 御異議ないと認めます。それでは討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。尙修正の御意見がございましたらこの際お述べをお願いいたします。

○三島通陽君 私は本法律案の修正を提議いたします。簡単に修正案を朗読いたします。

第四條第一項中「司書補とする」を「司書補と称する」に改める。
第二十條中「その他必要な援助を行うことができる」を「その他必要な援助を行う」に改める。
附則第一項に次の但書を加える。但し、第十七條の規定は、昭和二十六

年四月一日から施行する。

これが修正案でございます。簡単にその説明を申し上げます。先ず最初の第四條中の「司書補とする」というところを「司書及び司書補とする」となつておるのであります。併し図書館には司書及び司書補のない図書館もあるものでありますし、又外に呼ばれるところのものもあるわけでありまして、大変まぎらわしいのであります。そこでこの内容を「司書及び司書補とする」と「司書補と称する」と言つた方が間違ひがなく、その内容が表現されるように思われますので、そういうふうに修正をいたしたいと思ひます。次の第二十條中の「その他必要な援助を行うことができる」を「行う」に改める点でございますが、これは社会教育法と歩調を合せたに過ぎないのであります。御承知のように社会教育法の中の第三十五條の公民館のところと同様な文句があるものであります。二經費の補助その他必要な援助を行う」となつておるのであります。又同じく社会教育法の第十一條の最後の方にも「社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う」となつておるのであります。したがつて「行うことができる」ではないのであります。そこで基にこの点で、これを「行う」に改めたいと思ひます。最後の附則を加えることであります。これはすでに各地方の図書館におきましてはもう予算ができておるのでありますから、やはり入場料を昭和二十五年までは使いたい、こういうように使われると

ますので、特に十七條の規定は「昭和二十六年四月一日から施行する」と改めるのは、こういう但書を加えなければいけません。どうぞ委員諸君の御賛成を頂きたいと思ひます。

○河野正夫君 三島君の修正案は質疑を行うほどのことではないと思ひます。極めて明瞭でありますので私の意見を申し上げますが、賛成であります。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本勇造君) 外に御意見はございせんか。

○梅原眞隆君 これは只今の修正に私は賛成をいたします。それに附加して申し上げて置きたいと思ひますのは、この修正の中に「行うことができる」とその点の中にも多少関連を持つておるのであります。図書館のこの法的な措置をせられたことは、これは非常に社会教育を進展する上から申しましても、一國の文化を高める上から申しましても、誠に適當な立法措置であるのであります。これを見ておいて、相當に企画なり、その運営なり設置の上により高度な理想を持つており、又理念を持つておるのであります。そしてその文句の上では補助金を与えるという項目が出ておるのであります。これが十分に執行されればより差支ありませんが、これを見ておきますと文部大臣がその施設とか或いは運営に関して基準を示している。そういう一方に基準を示して置きながらこれに對する十分な補助金が出るかどうかということ

を先達で確くと、その数字を見ると甚だ貧弱なものであつて、この法案ができ上つても容易に法案の持つておる理念を実現することに乏しいのではないかと考えられるのであります。こういう点におきましては、今こういう國家財政の貧弱な時期において、殊に又政府一般の組織の上において、非常な困難な点があることは私も察しておるのであります。併しただその在來のような形のバランスをとるという点に置かずに、これは今後の文化國家を作る上には、教育というものは余程重大な決意を持つべきであると私は信ずるのであります。かかるが故に一般のバランスというふうなことに引摺られ過ぎずに、又在來の因習的な文官に對する考え方を修正しなければならぬのであつて、私はこういう現状におきましては、ちよつと高度な予算的措置を講ずべきだ、こゝ深く考えておるのであります。従つてこの法律の上に書いてある補助金は、一方において大臣がその設置若しくは運営において基準を示すほど周到であるのだから、補助金も十分にこれを充實するということに当局が盡力せらるべきだ、又そうせられるであらうとも信じた。ただできるならばこの地方のこれを経営する母体に當るものは、一方においては義務教育の費用を確保するという措置を講じておることも私は賛成であります。それと同じような方向で、公共団体に向つてこの図書館を作るというふうなことに關する財政的な基礎を確立するといふようなことに關しても、私は当局は相當な考慮を払うべきであつたと考えておるのであります。そういう点におきまして、私はこの法案が高度な理念を持ち又新しい

日本の文化国家を作るという上に相当な役割を持つておることを現わしておるが、ただ財政的な措置において甚だ憂慮すべきものがあつて、もうちつと

強國にこれを実施すべきものであると信じておるのであります。従つて地方のこれを作つて行く母体の財政に向つても、当局がもうちつと何らかの措置を講ぜられる必要があるということと、国家として十分の補助を与えられ、その補助には因習的な予算關係を多少修正をして、教育立国の立場に立つて私は今の事態に適當な予算措置を講ぜられるように、格段な措置をとられることを要望して私は養成したいと思ふのであります。

○河野正夫君　この法案に対しては社会党は賛成いたす者であります。この法案が図書館奉仕という新しい觀念から社会教育法の精神に基いて、図書館の整備に関して立法せられた点については極めて適切なものがあると思ひまして賛成する者であります。但し以下二、三の点について我々の要望を申述べてみたいと思つております。

第一点は今梅原委員からも申されましたように、図書館事業の拡充乃至は發展といふことのために、更に国庫から十分なる補助をなさるべきであるののであります。三島委員からの修正案にも援助を行うことができるというのを、援助を行うと修正された意味は明らかに我々が社会教育法の場合に同様の事例を修正したときの精神、即ち単に国家から適當な補助をやる時にはやるんだということではなくして、積極的にこれを國が指導し補助しなければならないという立場から修正されたものと思つております。

の精神に則つて将来特に二十六年度においては相当額の補助金を予算の上に計上せらるべきものである、こう思うのであります。

第二点といたしましては、すでに検定等によりまして、司書の資格を得た者こういう人々に対する講習があるのであります。附則にもあり又第六條にもこれを規定してあるのであります。提案者の説明を伺いますと、成る程これらの一応過去の司書という資格を得た者であつても、図書館奉仕という新しい精神に則つた図書館経営の仕事に對しては更に十五単位の講習を必要とする、こういう話であります。梅原委員からも可なり高度の理想

を盛つてあるというお話がありました。が、この点もその現われと思ひますけれども、現実には過去にそれだけ苦勞をして一定の資格を得た者が更に講習を受け直さなければならぬというような立場に追込まれて、数は少いかも知れないけれども相当苦勞が要るのであります。更に又一定の資格のある者が新らしく司書にならうとする場合にも、相當の講習を受けなければならぬ。こういうことが図書館の向上のためにはなるかも知れませんが、現実に図書館における要員を確保するという点について如何かと思うのであります。その点につきまして、いわゆる司書補の講習については或いは又それらに対する資格付与の場合において、いろいろな認定におきましても成るべく現状に即するようにやわらげて頂きたいということであります。

第三点は大学卒業生等に対する図書館学の講習をさせる必要があるのではないかと、国立大学におけるこの講

座が非常に少い。将来において、国立大学においてこの方面の講座を増設するように善処されたいのであります。

第四点は、図書館設置基準が現状に

においては定め方によつて図書館の資格を失う場合が相当多いのじやなからうかと思ひますので、現実においては相當なこの基準を緩和して頂きたい。將來においてこれを向上するような行政措置を講じて頂きたい。こういう以上の希望條件を附して本法案に賛成するものであります。

○委員長（山本鼎造君） 別に御意見もないようでございますから討論は盡きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（山本勇造君） それではこれから採決に入ります。図書館法案について採決をいたします。先ず順序といたしまして討論の中にありました三島君の修正案を議題に供します。三島君提出の修正案に御賛成の方の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○委員長（山本勇造君） 全会一致と認めます。よつて三島君提出の修正案は可決いたしました。

次に修正の部分を除いた原案、これを議題に供します。御賛成の方は御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○委員長（山本勇造君） 全会一致と認めます。よつて本法は全会一致を以て修正議決されました。

尙多数意見者の御署名並びに本会議における委員長の報告に前例によりまして、然るべく御一任頂きたいと思ひます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本勇造君) それでは本案を可とされた方は順次御署名願います。

木内キヤウ 藤田 芳雄
河崎 ナツ 河野 正夫
左藤 義詮 岡崎 眞一
星 一 梅原 眞隆
堀越 儀郎 三島 通陽
來馬 琢道

○委員長 山本勇造君 御署名洩れは
ございせんか……それでは本日はこ
れにて散会いたします。

午後二時十七分散会

出席者は左の通り

委員長 山本 勇造君

[illegible]

三月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、小学校に家庭科存置の請願（第一二二三号）

- 一、小学校に家庭科存置の請願（第一二一四号）
- 一、小学校に家庭科存置の請願（第一二一五号）
- 一、小学校に家庭科存置の請願（第一二一六号）
- 一、小学校に家庭科存置の請願（第一二一七号）
- 一、小学校に家庭科存置の請願（第一二一八号）
- 一、中等学校以上の女子部に編物料新設の請願（第一二五八号）

一、標準教育費法制定に関する請願
(第一二九四号)

一、標準教育費法制定に関する請願
(第一三一一号)

一、不良圖書追放に関する請願(第一三一三号)

一、標準教育費法制定に関する請願
(第一三四四号)

一、標準教育費法制定に関する請願
(第一三四六号)

一、標準教育費法制定に関する陳情
(第一四五号)

第一二一三号 昭和二十五年三月
一日受理

小学校に家庭科存置の請願
請願者 長野県小県郡別所村
原泰子外一千五百三十
六名

紹介議員 池田宇右衛門君
小学校における家庭科は、児童心身の
発達、家庭生活の実践指導等の面から
見て極めて必要かつ重要な教科である

から、引き続き家庭科を存置せられた
との請願。

第二二一四号 昭和二十五年三月
一日受理

小学校に家庭科存置の請願

請願者 兵庫県武庫郡魚崎町横
屋一七五全国家庭科教
育協会兵庫代表 風
間桃枝

紹介議員 横尾龍君

この請願の趣旨は、第二二一三号と同
じである。

第二二一五号 昭和二十五年三月
一日受理

小学校に家庭科存置の請願

請願者 佐賀県佐賀市長瀬町五
五全国家庭科教育協会
佐賀県代表 徳永つゆ

紹介議員 今泉政喜君

この請願の趣旨は、第二二一三号と同
じである。

第二二一六号 昭和二十五年三月
一日受理

小学校に家庭科存置の請願

請願者 宮城県仙台市北四番町
一四一全国家庭科教育
協会宮城県代表 早坂
宗吉

紹介議員 小野光洋君

この請願の趣旨は、第二二一三号と同
じである。

第二二一七号 昭和二十五年三月
一日受理

小学校に家庭科存置の請願

請願者 千葉市市場町二六千葉

大学千葉師範学校第一
附属小学校内 中村榮
子

紹介議員 玉屋喜章君

この請願の趣旨は、第二二一三号と同
じである。

第二二一八号 昭和二十五年三月
一日受理

小学校に家庭科存置の請願

請願者 京都市上京区新島丸通
頭町一七五 増田春子

紹介議員 大野木秀次郎君

この請願の趣旨は、第二二一三号と同
じである。

第二二五八号 昭和二十五年三月
二日受理

中等学校以上の女子部に編物料新設の
請願

請願者 静岡県浜名郡河輪村芋
瀬九四八浜松校藝専門
学院内 鈴木久榮外百
十名

紹介議員 松村眞一郎君

戦後日本婦人、とくに若い婦女子の服
装が急激に洋装化したことはいちじる
しい現象であり、従つて洋装は女学生
の必修科目としてすでに制定実施され
ているが、洋装と同様に編物も普及発
達してきた。しかし、洋装、編物の
活動的、実用的、経済的なことは日本
服の比ではなく、今後ますます発展
進歩することは明らかであるから、時
代の要請に應えて全国中等学校以上の
女子部に昭和二十五年度の新学期から
編物料を新設せられたいとの請願。

第二二九四号 昭和二十五年三月

四日受理
標準教育費法制定に関する請願

請願者 茨城県水戸市水戸駅前
教育会館内 藤枝剛

紹介議員 河野正夫君

今標準教育費法が制定されることにな
つたことは地方教育界にとり誠に喜
びに耐えないが、教育の完全実施のため
地方自治体に対して、標準教育費の支
出を義務付けられなくならに進んで
(一)義務教育の全額無償を建前として
の単価の設定、(二)単価算出方法の合
理化とこれを最低基準とすること、
(三)適用範囲を高等学校から幼稚園ま
でとすること等の実現を図られたいと
の請願。

第一三一一号 昭和二十五年三月
六日受理

標準教育費法制定に関する請願

請願者 福島県庁内福島県教育
委員会内 木村守江外
六名

紹介議員 橋本萬右衛門君

義務教育の標準教育費は、他の行政費
とは全くその性質を異にするから、こ
れに関する法令は単行法として制定さ
れて、地方自治体に対し標準教育費の
支出義務を課せられたいとの請願。

第一三二三号 昭和二十五年三月
六日受理

不良図書追放に関する請願

請願者 神戸市灘区岩屋中町一
ノ一三六 高田重清

紹介議員 小畑哲夫君

いわゆるカストリ雑誌、エロ本等の不
良図書が最近いちぢるしく増加し、発
育期の青少年に多大の害毒を流してい
るから、文化国家建設のため、(一)不

良図書追放の法的処置を講ずること、
(二)優良図書については用紙増配等の
方法を探り、その普及を図ること、
(三)公民館、図書館等に補助を与えて
優良図書の閲覧を容易にすること等の
対策を講ぜられたいとの請願。

第一三四五号 昭和二十五年三月
七日受理

標準教育費法制定に関する請願

請願者 福島市杉妻町一六福島
果教育委員会内 松崎
誠外六名

紹介議員 田中利勝君

この請願の趣旨は、第二三一一号と同
じである。

第一三四六号 昭和二十五年三月
七日受理

標準教育費法制定に関する請願

請願者 東京都千代田区麹町二
ノ六六麹町小学校内
佐口安治

紹介議員 木内キヤウ君

地方教育財政の確立安定を図るため、
地方財政の現状を考慮されて、教員の
給与ならびに学校運営費を含めた標準
教育費の算定と、地方公共団体に対し
その支出義務を明確に定める標準教育
費法を制定せられたいとの請願。

第二四五号 昭和二十五年三月六
日受理

標準教育費法制定に関する陳情

陳情者 福岡県庁内福岡県教育
委員会内 中尾莊兵衛
外一名

教育行政の自主性を維持し、義務教育
費の最少限度を保障するため、標準教

育費法の制定を促進せられたいとの
陳情。

三月二十四日本委員会に左の事件を付
託された。

一、小泉八雲生誕百年記念事業に関
する請願(第二三二五二号)

一、戦災都市の六、三制教育費国庫
補助増額に関する請願(第一三六
三三三号)

一、専科教員の免許状に関する請願
(第一三八〇号)

一、初等科教員の免許状に関する請
願(第一三八一〇号)

一、小学校に家庭科存置の請願(第
一三九五五号)

一、伊豆下田玉泉寺を史跡に指定の
請願(第一四一一号)

一、世界歴史館等に関する請願(第
一四一二号)

一、図書館法制定に関する請願(第
一四一三三三号)

一、標準教育費法制定に関する請願
(第一四四〇〇号)

一、金剛峯寺国宝薬師堂および位は
い堂修理費国庫補助に関する請願
(第一四五六六号)

一、標準教育費法制定に関する請願
(第一四八二二二号)

一、専科教員の免許状に関する請願
(第一四九〇〇号)

一、標準教育費法制定に関する陳情
(第二二六三三三号)

一、標準教育費法制定反対に関する
陳情(第二二六四四四号)

第一三三二二二号 昭和二十五年三月
八日受理

小泉八雲生誕百年記念事業に関する請

願

請願者 島根県松江市長 小林 誠一外一名

紹介議員 伊達源一郎君

千八百九十年日本を訪れ、程なく松江中学校の英語教師として赴任し、松江の自然と人情風俗を愛し、遂に日本に永住して、文筆をもつて日本を世界に紹介し、国際的文豪として偉大な足跡を残した小泉八雲氏の生誕百年を記念して、広く内外有志の発起によつて、松江市に文化会館および図書館等の建設、旧居の保存をはじめ文学賞および奨学資金の設定等の記念施設事業が計画されているが、これを国際親善の強いきずなとするため国家的事業として遂行せられたいとの請願。

第一三六三号 昭和二十五年三月八日受理

戦災都市の六・三制教育費国庫補助増額に関する請願

請願者 鹿児島市議会議長 岩 切重秀

紹介議員 島津忠彦君 西郷吉之助君

戦災都市における六・三制校舍建築は、非常に窮乏な現状にあるから、六・三制に対する国庫補助率を戦災都市に對してはとくに高率にせられたいとの請願。

第一三八〇号 昭和二十五年三月八日受理

専科教員の免許状に関する請願

請願者 東京都杉並区高田寺一ノ四五八 稲葉一外五百二十名

紹介議員 河野正夫君

教員免許法施行法によつて、専科教員免許状所有者は、幼稚園、小中学校教員の仮免許状所有者と見なされているが、専科教員は相當の学力を有するか、または長い経験を有して、師範学校出身者となる点がなく、その教員の終身免許状を有していたのに、仮免許状とされたことは、所得権を失ひ、他の均衡を失するものであるから、幼稚園、小中学校の普通二級免許状当者と見なされるよう教員免許法施行法を改正せられたいとの請願。

第一三八一号 昭和二十五年三月八日受理

初等科教員の免許状に関する請願

請願者 東京都文京区表町一〇九 藤山幸男外一千十名

紹介議員 栗山長夫君

教員免許法により、初等科教員免許状所有者は、幼稚園、小学校教員の仮免許状所有者と見なされているが、これら初等科教員の勤務内容は、本科教員と変りないから、中学三年にまで資格が拡張された本科教員と同様に、初等科教員を普通二級免許状該当者とするよう教員免許法を改正せられたいとの請願。

第一三九五号 昭和二十五年三月八日受理

小学校に家庭科存置の請願

請願者 滋賀県大津市東瀬瀬賀 大学師範分校小学校内 田河誠江外一名

紹介議員 西川基五郎君

小学校における教科中、日常生活に必要な衣食住、産業等について基礎的な理解と技術を養うものは家庭科を措いて他になく、また小学校において、家庭生活の重要な認識させて、民主的

家庭生活の在り方を体得させることは、是非必要であるから、小学校に引き続き家庭科を存置せられたいとの請願。

第一四一一号 昭和二十五年三月九日受理

伊豆下田玉泉寺を史跡に指定の請願

請願者 静岡県賀茂郡浜崎村長 田中長之助外二十二名

紹介議員 平岡市三君

静岡県下田町所在の玉泉寺は、米国初代総領事ハリス氏が安政三年より同六年まで三年有餘領事館を開設し、井上下田奉行と会見接衝を重ねて、下田條約を締結した所で、現に同寺には記念ひ、をはじめ各種の遺品、文獻が保有されており、史跡としての価値も大きいから、同寺を史跡として指定せられたいとの請願。

第一四一二号 昭和二十五年三月九日受理

世界曆実施等に関する請願

請願者 大阪府西区四ツ橋電気科学館内日本曆法協会 内 上田禮外三名

紹介議員 木内キヤウ君

現行の曆法は、各月の日の配分に不同があり、各種統計上不便であるばかりでなく、月日と週日が固定していないため、行事、事業の計画にも不便であるから、世界各國と協調して昭和三十一年一月一日より合理的な世界曆を採用するよう研究せられたい。また日本代表が國際會議に出席する場合、世界曆採否に當つては、採用の投票をなす

権限を与えられたいとの請願。

第一四一三号 昭和二十五年三月九日受理

図書館法制定に関する請願

請願者 東京都港区赤坂一ノ一 社團法人日本圖書館協 會理事長 中井正一外 九千四百二十名

紹介議員 中川以良君

新教育体系を整備し、國民文化の向上を図るには、旧とを脱した新しい圖書館活動が是非必要であるが、これは法的裏付けを得て、始めて強力に推進されるものであるから、全國圖書館界の總意を法文化した圖書館法案の審議を促進されて、既に制定されている社會教育法と車の車輛の如き關係にある圖書館法のすみやかな制定を図られたいとの請願。

第一四四〇号 昭和二十五年三月十日受理

標準教育費法制定に関する請願

請願者 東京都文京区同心町二〇 文京第一中学校内 眞下鶴次外十八名

紹介議員 藤田芳雄君

地方教育財政の安定確立を図るため、教職員の給与等を含めた標準教育費の算定を明確に規定する標準教育費法を制定せられたいとの請願。

第一四五六号 昭和二十五年三月十日受理

金剛峯寺國寶藥師堂および位はい、堂修理費國庫補助に関する請願

請願者 和歌山県伊都郡高野町 大字高野山一三二金剛

峯寺主管者 和田性海 新谷寅三郎君 徳川頼貞君

高野山金剛峯寺の管理にかかる國寶建造物藥師堂および位はい、堂は、近時腐朽損がはなはだしく、当寺においても応急修理を施しているが、現状のままでは荒廢の虞があり、また現在の場所

は不便であるので多数信徒の参けいに便利な当山靈寶館敷地に移転修築する計画が樹てられているが、当山の財政ではこれらの経費の支出が困難であるから、國庫より一千万程度の補助をせられたいとの請願。

第一四八二号 昭和二十五年三月十三日受理

標準教育費法制定に関する請願

請願者 埼玉県浦和市岸町三ノ一〇 埼玉県教育委員會 内 水村善太郎外三十万二名

紹介議員 小林英三君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第一四九〇号 昭和二十五年三月十三日受理

専科教員の免許状に関する請願

請願者 山口市宮野山口女專内 全國家庭科教育協金山口支部内 櫻井きぬ

紹介議員 仲子隆君

この請願の趣旨は、第二三八〇号と同じである。

第二六三三号 昭和二十五年三月十一日受理

標準教育費法制定に関する陳情

陳情者

岩手県東磐井郡生母村
生母中学校内 安部壽
三良外十名

地方教育財政の安定確立を図るため、
教職員の給与等を含めた標準教育費の
算定を明確に規定する標準教育法を制
定せられたいとの陳情。

第二六四号

昭和二十五年三月十

一日受理

標準教育費法制定反対に関する陳情
(三通)

陳情者

愛知県議会議長 大見
爲次外十二名

政府は、標準義務教育費確保に関する
法律案を今国会に提出予定と聞くが、
本法案の内容は、地方公共団体に経費
を強制的に支出せしめて中学校、小学
校の財政的管理を完全に政府が統制し
ようとするもので、憲法の保障する地
方自治の本旨に反し、議会の審議権を
無視するとともに地方公共団体の財政
を圧迫干渉するものであるから、本法
案を撤回せられたいとの陳情。

三月二十八日本委員会に左の事件を付
託された。

一、国立学校設置法の一部を改正す
る法律案(予備審査のための付託
は三月三日)

一、教育委員会法の一部を改正する
法律案(予備審査のための付託は
三月九日)

昭和二十五年四月十一日印刷

昭和二十五年四月十二日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁